3　委員会の構成員は、この条約の規定の適用を確保するために適切かつ有効な措置をとる目的で相互に協力するものとする。

4　締約国は、条約区域（領海及び、いずれかの国が国際法に基づいて漁業管轄権を行使する権利を有する他の水域がある場合には、その水域を除く。）に適用する国際的取締りの制度を設けるものとする。

第十二条

1　委員会は、各通常会議に続く二年の期間の委員会の共同経費の予算を採択する。

2(a)　委員会の構成員は、毎年、委員会の予算のために、委員会が採択する会計規則に規定される方式に従つて算出された金額を拠出する。委員会は、この方式を採択するに当たり、特に、委員会の各構成員について、委員会又は小委員会の構成員としての固定基本額、大西洋のまぐろ類の漁獲量（未処理の形態における重量とする。）及びこれらの魚類の缶詰製品の純重量の合計量並びに経済的発展の度合を考慮すべきである。

(b)　会計規則に規定される年次分担金の方式は、出席しかつ投票する委員会の全ての構成員の合意によつてのみ決定され又は変更されるものとし、委員会の構成員は、その案について九十日前に通報を受ける。

3　理事会は、委員会の通常会議と次の通常会議との間に開かれる理事会の会議で、二年の期間の後半期の予算を再検討し、かつ、現在の状況及び予想される事態の進展に基づいて、委員会が承認した総予算の範囲内で、委員会の第二年度予算の再配分を行うことができる。

4　委員会の事務局長は、委員会の各構成員に各年のそれぞれの割当額を通告する。これらの分担金については、その年の一月一日にその支払の義務が生ずる。次の年の一月一日前に受領されなかつた分担金は、延滞金とみなされる。

5　二年の期間の予算のための分担金は、委員会が決定する通貨により支払うものとする。

6　委員会は、その第一回会議において、委員会が任務を開始した最初の年の残余の期間及びこれに続く二年の期間の予算を承認する。委員会は、直ちに、これらの予算書の写し及び第一回年次分担金のためのそれぞれの割当額の通告書を委員会の各構成員に送付する。

7　その後は、いずれかの二年の期間に先立つて開かれる委員会の通常会議の少なくとも六十日以前に、事務局長は、その二年の期間の予算案及び割当額の明細表の案を委員会の各構成員に提出する。

8　委員会は、委員会のいずれかの構成員の分担金の延滞額が当該年度に先立つ二年間に支払うべき分担金の額以上になる場合には、その構成員の投票権を停止することができる。

9　委員会は、年次分担金を受領する前において委員会の運営費を賄うため及び委員会が定めるその他の目的のため、運転資本基金を設置する。委員会は、この基金の額を決定し、その設置に必要な前借金の額を査定し、及びその利用を規制する規則を採択する。

10　委員会は、委員会の会計について、毎年、独立の監査が行われるように取り計らう。この監査報告は、委員会によつて、又は委員会の通常会議が開かれない年には理事会によつて、審査され、かつ、承認されなければならない。

11　委員会は、その業務の遂行のため、2に規定する分担金のほか、寄附を受けることができる。

第十三条

1　締約国は、委員会と国際連合食糧農業機関との間には業務上の関係がなければならないことに同意する。このため、委員会は、国際連合食糧農業機関憲章第十三条の規定に従つて国際連合食糧農業機関と協定を締結するための交渉を行うものとする。この協定は、特に、国際連合食糧農業機関の事務局長が委員会及びその補助機関の全ての会議に投票権なしで参加する代表者一人を任命することを定めるものでなければならない。

2　委員会の構成員は、委員会と委員会の業務に寄与することができる他の国際漁業委員会及び科学的国際機関との間には協力が行われなければならないことに同意する。委員会は、そのような国際委員会及び国際機関と協定を締結することができる。

3　委員会は、適当な国際機関又は国際連合若しくは国際連合専門機関の加盟国の政府で委員会の構成員でないものに対し、委員会及びその補助機関の会議にオブザーバーを送るように招請することができる。

第七条

条約第十二条を新たな第十四条とし、同条2を次のように改める。

2　この条約の効力発生の日から十年の後はいつでも、いずれの締約国も、十年目の年又はその後のいずれかの年の十二月三十一日に、その前年の十二月三十一日以前に国際連合食糧農業機関の事務局長に宛てた書面による脱退の通告を行うことによつて、この条約から脱退することができる。

第八条

条約第十三条を新たな第十五条とし、同条1を次のように改める。

1(a)　委員会は、いずれかの締約国又は委員会の発議により、この条約に対する改正を提案することができる。その提案は、コンセンサス方式によつて行う。

(b)　国際連合食糧農業機関の事務局長は、改正案の認証謄本を全ての締約国に送付する。

(c)(b)　新たな義務を含まない改正は、締約国の四分の三による受諾の後三十日目の日に全ての締約国について効力を生ずる。

(d)　新たな義務を含む改正は、締約国の四分の三による受諾の後九十日目の日に改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後は、その他の締約国については、それぞれによる受諾の日に効力を生ずる。一又は二以上の締約国によつて新たな義務を含むものとされた改正は、新たな義務を含む改正とみなされ、その手続に従い効力を生ずる。

(e)　この条約の改正がこの条の規定に従つて受諾のために開放された後に締約国となる政府は、その改正が効力を生じた時に改正後の条約の規定に拘束される。

第九条

条約の新たな第十五条の次に次の新たな第十六条を加える。

第十六条

附属書は、この条約の不可分の一部を成すものとし、「この条約」というときは、附属書を含めていうものとする。

第十条

条約第十四条から第十六条までを三条ずつ繰り下げ、次のように改める。

第十七条

1　この条約は、国際連合又はそのいずれかの専門機関の加盟国の政府による署名のために開放しておく。このような政府でこの条約に署名しなかつたものも、いつでも、この条約に加入することができる。

2　この条約は、署名国によりその憲法の規定に従い批准され、又は承認されなければならない。この条約の批准書、承認書又は加入書は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託する。

3　この条約は、七の政府が批准書、承認書又は加入書を寄託した時に効力を生じ、その後に批准書、承認書又は加入書を寄託する政府については、それぞれの寄託の日に効力を生ずる。

4　この条約は、政府間経済統合機関であつて、この条約によつて規律される事項に関する権限（これらの事項に関する条約を締結する権限を含む。）を当該機関に移譲した国により構成されるものによる署名又は加入のために開放しておく。

5　4に定める機関は、正式の確認書又は加入書を寄託することにより締約国となるものとし、この条約について他の締約国と同一の権利及び義務を有する。第十一条4において「国」並びに前文及び第十五条1において「政府」というときは、このような趣旨に解する。